

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」デザイン等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」が、千葉県をPRするキャラクターとして活動するにあたり、「チーバくん」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 「チーバくん」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) デザインガイドマニュアル デザイン等の利用方法等について県が定めたもの
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(デザイン等使用料)

第3条 デザイン等を使用する際の料金（以下「デザイン等使用料」という。）は、無償とする。ただし、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにデザイン等を使用する場合のデザイン等使用料は、有償とする。

- 2 有償使用の場合のデザイン等使用料の額は、別表において定めるところにより算定した額とする。

(無償使用の申込み)

第4条 デザイン等を無償で使用しようとする者は、「チーバくん」デザイン等無償使用申込書（別記第1号様式）に記入の上、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。

- (1) 県内市町村が使用するとき。
- (2) 千葉県の本庁又は出先機関に事務局を置く団体が使用するとき。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(有償使用の申込み)

第5条 デザイン等を有償で使用しようとする者は、「チーバくん」デザイン等有償使用申込書(別記第2号様式)に、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。

(使用の許諾)

第6条 知事は、第4条第1項又は前条第1項の規定による申込みが次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を許諾するものとする。

(1) 千葉県の商品性を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。

(2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3) 申込者の役員等(申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(4) 申込者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 申込者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(6) 申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 申込者の役員等が、暴力団、暴力団員又は(3)から(6)に該当する法人等(有資格業者でないものを含む。)であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(8) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業を行う者であるとき、あるいは申し込みの内容がその営業又は広告等に使用されるおそれのあるとき。

(9) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(10) デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。

- (1 1) デザイン等の修正指示に応じないとき。
 - (1 2) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (1 3) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。
- 2 知事は、デザイン等の使用を許諾するときは、「チーバくん」デザイン等使用許諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。
 - 3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。
 - 4 知事は、使用を許諾しないときは、「チーバくん」デザイン等使用不許諾通知書（別記第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

（着ぐるみの使用）

- 第7条 県内市町村以外の者が、「チーバくん」の着ぐるみの使用を希望するときは、着ぐるみの使用の目的、設置場所、並びに使用方法等を記載した事業計画書を知事に提出し、協議するものとする。
- 2 知事は、前項の協議の結果、「チーバくん」の着ぐるみの使用の内容が、公益上の観点から適当であり、かつ著作権管理の観点から有益であると判断したときは、これを許諾する。
 - 3 前項の規定によるデザイン等の使用の際のデザイン等使用料の扱いについては、第3条及び第8条の規定による。

（デザイン等使用料の免除）

- 第8条 有償による使用の場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者は、デザイン等使用料の免除を申し込むことができる。
- (1) 自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき。
 - (2) 千葉県への誘客効果や千葉県のイメージアップ効果が期待できると知事が認めるとき。
 - (3) 使用する主体と県又は県内市町村との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると知事が認めるとき。
 - (4) その他公益上の観点又は著作権管理の観点から知事が免除することが適当であると認めるとき。
- 2 前項の規定によりデザイン等使用料の免除を申し込む者は、「チーバくん」デザイン等使用料免除申込書（別記第5号様式）に、前項各号のいずれかに該当することが分かる書面を添えて、知事に提出するものとする。
 - 3 第4条第2項の規定は、前項の規定による申込みについて準用する。
 - 4 知事は、第2項の規定による申込みが第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「チーバくん」デザイン等使用料免除許諾通知書（別記第6号様式）により、申込者に通知するものとする。
 - 5 知事は、第2項の規定による申込みが第1項の各号のいずれにも該当しな

いと認めるときは、「チーバくん」デザイン等使用料免除不許諾通知書（別記第7号様式）により、申込者に通知するものとする。

（デザイン等の使用期間）

第9条 デザイン等の使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き使用申込書に記載のとおりとする。

- 2 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申込みを行い、使用許諾を受けなければならない。

（許諾内容の変更の申込み）

第10条 デザイン等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、「チーバくん」デザイン等使用内容変更申込書（別記第8号様式）を知事に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 第12条第1項第1号の規定により、デザイン等使用料を申込み時点で一括して算定するとされた物品を、使用期間を超えて販売又は使用する場合は、前項の規定により変更の申し込みを行い、許諾を得るものとする。
- 3 知事は、デザイン等の使用内容の変更を許諾する場合には、「チーバくん」デザイン等使用内容変更許諾通知書（別記第9号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 4 知事は、デザイン等の使用内容の変更を許諾しない場合には、「チーバくん」デザイン等使用内容変更不許諾通知書（別記第10号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 5 第6条、第8条及び第9条の規定は、第1項の申込みについて準用する。

（使用禁止及び許諾の解除）

第11条 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 第6条第3項の条件に反したとき。
 - (3) 第13条各号の遵守事項を遵守しないとき。
- 2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、デザイン等の使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。
 - (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。
 - 3 知事は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、「チ

「チーバくん」デザイン使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第11号様式）により、使用者に通知するものとする。

- 4 知事は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（デザイン等使用料の納付）

第12条 デザイン等使用料は、次に掲げる各号の区分に応じ、各号の定める時期に算定する。

- (1) 製造物等申込み時に総量が確定するもの 原則として申込み時点で一括して算定する。
- (2) 申込み時に総量を確定するのが困難なもの 一定の期間を定め、その期間ごとにデザイン等使用料を算定する。
- 2 使用者は、前項の規定によるデザイン等使用料の算定後、知事が発行する納入通知書により、納入通知書の発行日から15日以内にデザイン等使用料を支払うものとする。
- 3 前項の規定により納入されたデザイン等使用料は、原則としてこれを返還しない。
- 4 第1項第2号により、デザイン等使用料を算定する場合、「チーバくん」デザイン等使用料実績報告書（別記第12号様式）により、第6条第2号の規定による通知に記載されたデザイン等使用料算定期間ごとに、デザイン等使用料の額を報告するものとする。
- 5 「チーバくん」デザイン等使用料実績報告書（別記第12号様式）は原則として算定期間から1か月以内に提出しなければならない。

（遅延利息）

第13条 使用者は、前条の規定による使用料を納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該金額に、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第120条第1項に規定する違約金の率（年当たりの率は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。）を乗じて計算した額を遅延利息（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、知事が発行する納入通知書により一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

（使用上の遵守事項）

第14条 デザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

- (3) デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すこと。
- (6) 許諾に際して「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

(責任の制限)

第15条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、知事は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年5月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条第2項）

目的	デザイン等使用料
販売を目的とするもの	小売価格（消費税賦課前）× 3 % × 製造 個数
販売以外を目的とするもの（景品 等）	製造価格 × 3 % × 製造個数
サービス	サービス利用料金 × 3 % × 利用回数
上記以外でデザイン等使用料の算定 が困難な場合	別途協議の上で決定した額

第1号様式（第4条第1項）

「チーバくん」デザイン等無償使用申込書

年 月 日

千葉県知事 宛

<申込者>

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者名）

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザイン等は無償で使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

<連絡先>

担当者名・電話番号・メールアドレス

<添付書類>

- （1）企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- （2）申込者の概要がわかる書面
- （3）その他

※裏面の誓約書も記載すること

次の1(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の2の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名(名称及び代表者名) _____

- 1 (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 申込者の役員等が暴力団員または暴力団を利用しているなどと認められるとき。(チーバくんデザイン等使用取扱要領第6条第3号から7号)
- (4) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業を行う者であるとき、あるいは申し込みの内容がその営業又は広告等に使用されるおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (7) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (8) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

2 遵守事項

- 許諾された内容により使用すること。
- 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 千葉県ホームページに掲載のデザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- 原則として物品には許諾番号を付すこと。
- 許諾に際して「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 許諾にかかる物品の完成品は速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

遵守事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れて提出してください。

第2号様式（第5条第1項）

「チーバくん」デザイン等有償使用申込書

年 月 日

千葉県知事

宛

<申込者>

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者名）

千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザイン等を使用したいので、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス				
使用目的				
使用方法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等を記入			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日			
使用場所				
デザイン等 使用料	価格又は利用料金 （税抜）	製造個数 又は利用回数	料率	計
			3%	
デザイン等使 用料算定期	<input type="checkbox"/> 一括算定 <input type="checkbox"/> 年2回（半年毎） ※算定期から1か月以内に実績報告書を提出する			

<連絡先>

担当者名・電話番号・メールアドレス

<納付書送付先>（申込者住所以外への送付を希望する場合は記入）

〒住所・担当者名

<添付書類>

- （1）企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- （2）申込者の概要が分かる書面
- （3）その他

※裏面の誓約書も記載すること

次の1(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められた場合又は次の2の遵守事項のいずれかに違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約いたします。

氏名(名称及び代表者名) _____

- 1 (1) 千葉県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 申込者の役員等が暴力団員または暴力団を利用しているなどと認められるとき。(チーバくんデザイン等使用取扱要領第6条第3号から7号)
- (4) 申込者が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業を行う者であるとき、あるいは申し込みの内容がその営業又は広告等に使用されるおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、あるいはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (7) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (8) その他、知事が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

2 遵守事項

- 許諾された内容により使用すること。
- 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 千葉県ホームページに掲載のデザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- 原則として物品には許諾番号を付すこと。
- 許諾に際して「チーバくんのイラストは商品の品質を保証するものではないと記載すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- 許諾にかかる物品の完成品は速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。
- 一括算定の場合を除き、年2回の使用料算定期間毎に実績報告書を提出すること。

遵守事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れて提出してください。

第3号様式（第6条第2項）

「チーバくん」デザイン等使用許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申込みのあった、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザイン等の使用については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号				
使用対象物品 又はサービス				
使用目的				
使用方法	※種類・商品名（景品又はパッケージ名）・規格等			
使用期間	年 月 日～ 年 月 日			
使用場所				
デザイン等 使用料	価格又は利用料金 （税抜）	製造個数 又は利用回数	料率	計
			3%	
デザイン等使 用料算定時期				
条件				

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 千葉県ホームページに掲載のデザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すこと。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

第4号様式（第6条第4項）

「チーバくん」デザイン等使用不承諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記物品又はサービスに係る千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザイン等の使用については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

不承諾対象物品 又はサービス	
(理由)	

第5号様式（第8条第2項）

「チーバくん」デザイン等使用料免除申込書

年 月 日

千葉県知事

宛

<申込者>

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、デザイン等使用料の免除を申し込みます。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	

免除が該当する理由（該当する箇所に○を記入してください。）

(1)	自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用するとき。
(2)	千葉県への誘客効果や千葉県のイメージアップ効果が期待できると知事が認めるとき。
(3)	使用する主体と県又は県内市町村との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると知事が認めるとき。
(4)	その他公益上の観点又は著作権管理の観点から知事が免除することが適当であると認めるとき。

※上記免除理由に該当することが分かる書面を添付すること。

第6号様式（第8条第4項）

「チーバくん」デザイン等使用料免除許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザイン等使用料の免除申込みについては、下記のとおりデザイン等使用料を免除します。

記

使用対象物品 又はサービス	
使用目的	
使用方法	※種類・名称・規格等を記入
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用場所	
製造個数	
免除該当理由	

第7号様式（第8条第5項）

「チーバくん」デザイン等使用料免除不許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザイン等使用料の免除申込みについては、次の各号のいずれにも該当しないので、不許諾とします。

- （1）自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格を有しないものを含む。）が公益的な活動のために使用する時。
- （2）千葉県への誘客効果や千葉県のイメージアップ効果が期待できると知事が認めるとき。
- （3）使用する主体と県又は県内市町村との間で特定の政策目的を達成するための連携協力の関係が明確であると知事が認めるとき。
- （4）その他公益上の観点又は著作権管理の観点から知事が免除することが適当であると認めるとき。

第8号様式（第10条第1項）

「チーバくん」デザイン等使用内容変更申込書

年 月 日

千葉県知事

宛

<申込者>

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者）

○年○月○日付で許諾を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

<連絡先>

担当者名・電話番号・メールアドレス

第9号様式（第10条第3項）

「チーバくん」デザイン等使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付で、申込のあったデザイン等の使用内容の変更については、下記のとおり許諾します。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス
(変更内容)	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 千葉県ホームページに掲載のデザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県マスコットキャラクター チーバくん」と標記を付すこと。
- (5) 原則として物品には許諾番号を付すこと。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合それに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真または画像データをもって代えることができる。

第10号様式（第10条第4項）

「チーバくん」デザイン等使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇 様

千葉県知事

〇年〇月〇日付けで申込みがあった、下記物件に係る千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」のデザイン等の使用内容の変更については、下記の理由により応じられませんので、不承諾とします。

記

承諾番号	不承諾対象物品又はサービス
(理由)	

第11号様式（第11条第3項）

「チーバくん」デザイン等使用禁止・使用許諾解除通知書

第 号
年 月 日

〇〇〇 〇〇〇様

千葉県知事

〇年〇月〇日付け第 号で許諾した、デザイン等の使用について、下記のとおり（使用を禁止 ・ 使用許諾を解除）します。

- 1 （使用禁止 ・ 使用許諾解除）の内容
- 2 理由

第12号様式（第12条第4項）

「チーバくん」デザイン等使用料実績報告書

年 月 日

千葉県知事

宛

<申込者>

住所（所在地）〒

氏名（名称及び代表者名）

○年○月○日付け第 号で承諾された、デザイン等の使用料について、下記のとおり報告します。

記

許諾番号	使用対象物品又はサービス			
算定の対象となる使用期間				
デザイン等 使用料	価格又は利用料金 (税抜)	製造個数 又は利用回数	料率	計
			3%	

<連絡先>

担当者名・電話番号・メールアドレス

<納付書送付先>（申込者住所以外への送付を希望する場合は記入）

〒住所・担当者名

※使用対象物品が複数ある場合は、別紙を添付すること。

※期間ごとのデザイン等使用料の実績額が0円の場合でも、本様式による実績報告を行うこと。